

滋賀県税条例の一部を改正する条例案について

1 趣旨

滋賀県税制審議会の答申を受け、法人県民税の法人税割の特例措置（超過課税）について、その適用範囲を拡大した上で適用期間を 5 年間延長するために、滋賀県税条例（昭和 25 年滋賀県条例第 55 号）の一部を改正しようとするもの。

2 概要

- (1) 法人県民税法人税割の超過課税について、税率はそのままに適用期限を 5 年間延長する。

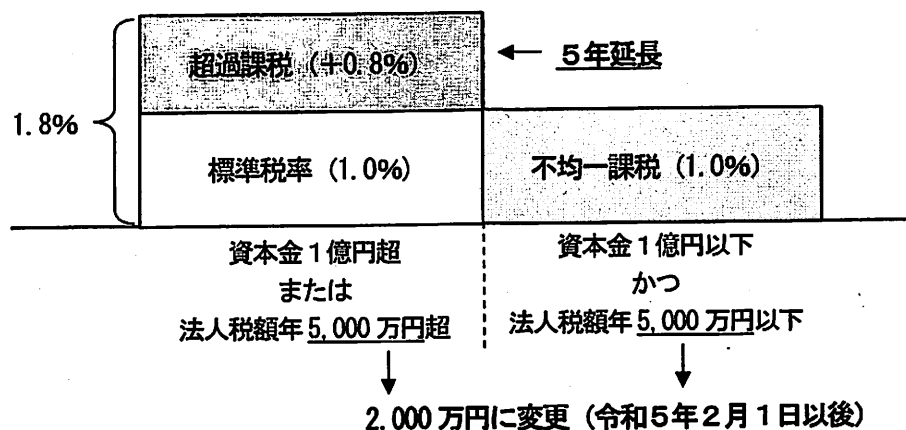
現 行：令和 3 年 1 月 31 日までの間に終了する各事業年度分

改正後：令和 8 年 1 月 31 日までの間に終了する各事業年度分

- (2) 不均一課税の適用対象となる法人税額要件を引き下げる。

現 行：資本金 1 億円以下かつ法人税額年 5,000 万円 以下

改正後：資本金 1 億円以下かつ法人税額年 2,000 万円 以下



- (3) 所要の規定の整理

3 施行期日

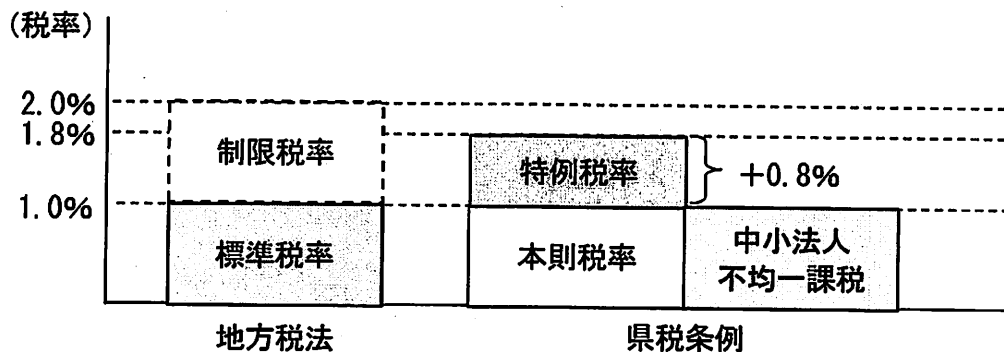
2 (1) は公布の日から施行

2 (2) は令和 5 年 2 月 1 日から施行

(参考) 特例措置 (法人税割超過課税・不均一課税) の概要

特例措置の内容

- ・ 地方税法上、法人県民税法人税割の税率は、標準税率が 1.0%、制限税率が 2.0% (令和元年 9 月 30 日までに開始する事業年度については、標準税率 3.2%、制限税率 4.2%) となっている。
- ・ 本県では、滋賀県税条例の本則において、法人県民税法人税割の税率を標準税率と同じ 1.0% と定めている。
- ・ しかし、厳しい財政状況の中、主要な施策を推進するために必要な自主財源を確保する観点から、滋賀県税条例の付則において、令和 3 年 1 月 31 日までに終了する事業年度について、法人県民税法人税割の税率を 1.8% (本則税率+0.8%) とする特例措置を設けている。
- ・ 併せて、中小法人の保護・育成等の観点から、資本金 1 億円以下かつ法人税額 5,000 万円以下の法人については、本則税率相当まで税負担を軽減する不均一課税を実施している。



適用実績 (直近 5 年間)

(単位：百万円)

課税年度	法人税割額	内 超過課税額
平成 26 年度	7, 2 5 8	8 8 0
平成 27 年度	5, 8 3 1	7 1 4
平成 28 年度	4, 7 8 1	6 8 6
平成 29 年度	5, 5 4 7	1, 1 4 8
平成 30 年度	6, 3 0 3	1, 1 1 7

改正による影響額

	影 響	(参考) 平成 30 年度の適用状況
法人数	607 法人 (※1)	超過課税の対象法人 : 2, 104 法人
税 額	+59 百万円 (※2)	超過課税による税収 : 11 億円

※1 法人税額 2,000 万円超～5,000 万円以下である法人数

※2 1 法人当たりの影響額は 10 万円

全国の法人税割超過課税実施状況

① 法人県民税法人税割の超過課税実施団体

46 団体 (静岡県以外)

② 超過税率 (標準税率との差)

+0.8% : 44 団体 (滋賀県を含む)

+1.0% : 2 団体 (東京都、大阪府)

③ 不均一課税の要件 (軽減税率の適用要件)

(1) 資本の要件

[資本金]

3 億円以下 : 1 団体 (京都府)

2 億円以下 : 1 団体 (神奈川県)

1 億円以下 : 41 団体 (滋賀県を含む)

2,000 万円以下 : 1 団体 (広島県)

[資本金等の額]

1 億円以下 : 2 団体 (山形県、茨城県)

(2) その他の要件

[法人税額]

5,000 万円以下 : 1 団体 (滋賀県)

4,000 万円以下 : 1 団体 (神奈川県)

2,000 万円以下 : 2 団体 (大阪府、兵庫県)

1,600 万円以下 : 1 団体 (京都府)

1,500 万円以下 : 2 団体 (愛知県、岡山県)

1,000 万円以下 : 38 団体

[従業者数]

300 人以下 : 1 団体 (山梨県)



滋 税 審 第 4 号
令和元年(2019年)12月6日

滋賀県知事 三日月 大造 様

滋 賀 県 税 制 審 議 会
会 長 諸 富 徹

法人県民税法人税割の税率の特例および中小法人等に対する不均一課税について (答申)

令和元年7月1日付け滋税第258号で当審議会に諮問された法人県民税法人税割の税率の特例(超過課税)および中小法人等に対する不均一課税について、下記のとおり答申します。

記

1 法人税割超過課税の評価について

法人税割超過課税は、昭和51年の創設から平成30年度までの累計で約412億円の税収をもたらし、厳しい財政状況が続く滋賀県において、産業の振興など主要な施策を推進する貴重な財源となってきた。

滋賀県の財政が、平成30年度から令和8年度までの累計で1,065億円の財源不足が見込まれるなど依然として厳しい状況にある中、今後も主要な施策を推進するためには、引き続き自主財源の充実確保を図る必要があることから、超過課税については、継続することが適当である。

2 不均一課税の適用条件について

滋賀県では、資本金1億円超または法人税額年5,000万円超の法人について超過課税を適用し、それ以外の法人(中小法人等)については、標準税率相当で課税する不均一課税を実施している。

平成30年度の超過課税の適用状況を見ると、法人県民税の申告があった26,766法人のうち超過課税の対象は2,104法人(7.9%)と一部の法人に偏っており、課税の公平性の観点から課題がある。

また、地域を支える財源を皆で負担し合うという県民税の意義を踏まえれば、超過課税についても薄く広く負担を求めていくことが望ましい。

以上のことから、超過課税の対象を中小法人等に拡大する方向性で、不均一課税の適用条件を見直すことが適当である。

なお、不均一課税の適用条件を見直すに当たっては、負担増となる中小法人等に対し十分説明するとともに、その影響を緩和するための措置も併せて検討すべきである。

3 法人税割超過課税の税率について

滋賀県では、法人税割超過課税の対象法人に対して、標準税率に0.8%上乗せして課税しており、その近年の税収は、年間10億円程度となっている。

上記2のように、薄く広く負担を求めていく観点から、超過課税の適用対象の拡大とともに税率を引き下げること考えられるが、滋賀県の財政状況を踏まえると、引き続き同程度の税収を確保する必要性が認められることから、税率は現行のまま据え置くことが適当である。

4 法人税割超過課税等の適用期間について

法人税割超過課税および中小法人等に対する不均一課税は特例措置であり、漫然と継続することがあってはならない。

これまでと同様、適用期間を5年間とすることに問題はないが、適用期間中においても、超過課税等の必要性や有効性について、検証することが必要である。

5 長期的な検討課題について

法人税割超過課税および中小法人等に対する不均一課税については、納税義務者である法人が納得できる形で実施することが必要であり、その実施や見直しに当たっての明確な判断基準を設けることが望ましい。基本構想や産業振興ビジョンなど、滋賀県の目指す産業のあり方と整合的な判断基準の設定を検討すべきである。

また、産業のデジタル化の進展とそれに伴う中小企業の多様化に対応するため、産業構造の転換を支援する税制や中小企業の実態に応じた税制のあり方についても検討していくべきである。

なお、滋賀県の法人税割超過課税は、財政上の必要性から実施しているものであるが、法人税割は景気動向に大きく左右され、安定性に欠けることから、他の安定的な税目に財源を求めるなど、抜本的な見直しも検討すべきである。

滋賀県税条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

法人の県民税について、法人税割の税率の特例措置を延長するとともに、中小法人等に対する不均一課税の適用範囲を見直すため、滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 法人の県民税の法人税割の税率の特例措置について、その適用期間を令和8年1月31日までの間に終了する事業年度まで5年間延長することとします。（付則第15条関係）

(2) 中小法人等に対する不均一課税について、その適用要件を資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人等であって、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額等が年2,000万円以下（現行は年5,000万円以下）のものに変更することとします。（付則第16条関係）

(3) その他

ア この条例は、公布の日から施行することとします。ただし、ウの一部は令和2年4月1日から、(2)およびイは令和5年2月1日から、ウの一部は道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第14号）附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日から施行することとします。

イ この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。

ウ その他必要な規定の整理を行うこととします。

滋賀県税条例新旧対照表

旧	新
第1条から第65条まで 省略 (環境性能割の税率) 第66条 次に掲げる自動車(法第149条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。次項および第3項において同じ。)の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する環境性能割の税率は、100分の1とする。 (1) 次に掲げるガソリン自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車(電力併用自動車(内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の施行規則第9条の2第5項に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則第9条の2第6項に規定するものをいう。)のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので同条第7項に規定するものをいう。以下この項において同じ。)を除く。次項第1号において同じ。) ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第1項に規定するもの (ア) 次のいずれかに該当すること。 a 道路運送車両法第41条_____の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下この項において「排出ガス保安基準」という。)で施行規則第9条の2第9項に規定するもの(以下この条において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。)に	第1条から第65条まで 省略 (環境性能割の税率) 第66条 次に掲げる自動車(法第149条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。次項および第3項において同じ。)の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する環境性能割の税率は、100分の1とする。 (1) 次に掲げるガソリン自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車(電力併用自動車(内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の施行規則第9条の2第5項に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則第9条の2第6項に規定するものをいう。)のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので同条第7項に規定するものをいう。以下この項において同じ。)を除く。次項第1号において同じ。) ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第1項に規定するもの (ア) 次のいずれかに該当すること。 a 道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下この項において「排出ガス保安基準」という。)で施行規則第9条の2第9項に規定するもの(以下この条において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。)に

適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

- b 道路運送車両法第41条_____の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第10項に規定するもの（以下この条において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) 省略

イからオまで 省略

- (2) 次に掲げる石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。次項第2号において同じ。）

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第6項に規定するもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

- a 道路運送車両法第41条_____の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第16項に規定するもの（以下この条において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- b 道路運送車両法第41条_____の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第17項に規定するもの（以下この条において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成

適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

- b 道路運送車両法第41条第1項の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第10項に規定するもの（以下この条において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) 省略

イからオまで 省略

- (2) 次に掲げる石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。次項第2号において同じ。）

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第6項に規定するもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

- a 道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第16項に規定するもの（以下この条において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- b 道路運送車両法第41条第1項の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第17項に規定するもの（以下この条において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成

17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) 省略

イ 省略

(3) 次に掲げる軽油自動車(軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車を除く。次項第3号において同じ。)

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第8項に規定するもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 道路運送車両法第41条_____の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第19項に規定するもの(以下この条において「平成30年軽油軽中量車基準」という。)に適合すること。

b 道路運送車両法第41条_____の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第20項に規定するもの(以下この条において「平成21年軽油軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物および粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物および粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(イ) 省略

イ 省略

ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第10項に規定するもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 道路運送車両法第41条_____の規定により平成28年10月1日(車両総重量が3.5トンを超え7.5トン以下のものにあつては、平成30年10月1

17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) 省略

イ 省略

(3) 次に掲げる軽油自動車(軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車を除く。次項第3号において同じ。)

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第8項に規定するもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第19項に規定するもの(以下この条において「平成30年軽油軽中量車基準」という。)に適合すること。

b 道路運送車両法第41条第1項の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第20項に規定するもの(以下この条において「平成21年軽油軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物および粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物および粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(イ) 省略

イ 省略

ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第10項に規定するもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 道路運送車両法第41条第1項の規定により平成28年10月1日(車両総重量が3.5トンを超え7.5トン以下のものにあつては、平成30年10月1

日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第24項に規定するもの(以下この条において「平成28年軽油重量車基準」という。)に適合すること。

- b 道路運送車両法第41条 _____ の規定により平成21年10月1日(車両総重量が12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第25項に規定するもの(以下この条において「平成21年軽油重量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物および粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物および粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(イ) 省略

エ 省略

2から4まで 省略

第67条および第68条 省略

(環境性能割の申告納付)

第69条 環境性能割の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める時または日までに、施行規則第9条の5に規定する様式により、環境性能割の課税標準額、環境性能割額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。この場合において、自動車の取得価額が通常取引価額と著しく異なるときは、売買契約書その他当該自動車の取得価額を証する書類の写しを当該申告書に添付しなければならない。

(1)および(2) 省略

(3) 前2号に掲げる自動車以外の自動車で、道路運送車両法第67条第1項の規

日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第24項に規定するもの(以下この条において「平成28年軽油重量車基準」という。)に適合すること。

- b 道路運送車両法第41条第1項の規定により平成21年10月1日(車両総重量が12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第25項に規定するもの(以下この条において「平成21年軽油重量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物および粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物および粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(イ) 省略

エ 省略

2から4まで 省略

第67条および第68条 省略

(環境性能割の申告納付)

第69条 環境性能割の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める時または日までに、施行規則第9条の5に規定する様式により、環境性能割の課税標準額、環境性能割額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。この場合において、自動車の取得価額が通常取引価額と著しく異なるときは、売買契約書その他当該自動車の取得価額を証する書類の写しを当該申告書に添付しなければならない。

(1)および(2) 省略

(3) 前2号に掲げる自動車以外の自動車で、道路運送車両法第67条第1項の規

定による自動車検査証の記入____を受けるべき自動車 当該記入____を受け
るべき事由があつた日から15日を経過する日(その日前に当該記入____を受け
たときは、当該記入____の時)

(4) 省略

2 省略

第70条から第150条まで 省略

付 則

第1条から第10条の2の11まで 省略

(自動車税の環境性能割の課税標準の特例)

第10条の2の12 省略

2および3 省略

4 次に掲げる自動車のうち、横滑りおよび転覆に対する安全性の向上を図るため
の装置(以下この項から第6項までにおいて「車両安定性制御装置」という。)、
衝突に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項から第6項までにおい
て「衝突被害軽減制動制御装置」という。)または車線からの逸脱に対する安全
性の向上を図るための装置(以下この条において「車線逸脱警報装置」という。)
のいずれか2以上を備えるもの(施行規則附則第4条の11第7項に規定するもの
に限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第65条の規定の適用については、
当該自動車の取得が令和元年10月31日までに行われたときに限り、同条中「とい
う。)」とあるのは、「という。)から525万円を控除して得た額」とする。

(1) 車両総重量(道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。

定による自動車検査証の変更記録を受けるべき自動車 当該変更記録を受け
るべき事由があつた日から15日を経過する日(その日前に当該変更記録を受け
たときは、当該変更記録の時)

(4) 省略

2 省略

第70条から第150条まで 省略

付 則

第1条から第10条の2の11まで 省略

(自動車税の環境性能割の課税標準の特例)

第10条の2の12 省略

2および3 省略

4 次に掲げる自動車のうち、横滑りおよび転覆に対する安全性の向上を図るため
の装置(以下この項から第6項までにおいて「車両安定性制御装置」という。)、
衝突に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項から第6項までにおい
て「衝突被害軽減制動制御装置」という。)または車線からの逸脱に対する安全
性の向上を図るための装置(以下この条において「車線逸脱警報装置」という。)
のいずれか2以上を備えるもの(施行規則附則第4条の11第7項に規定するもの
に限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第65条の規定の適用については、
当該自動車の取得が令和元年10月31日までに行われたときに限り、同条中「とい
う。)」とあるのは、「という。)から525万円を控除して得た額」とする。

(1) 車両総重量(道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。

以下この条および次条第2項第2号において同じ。)が5トン以下の乗用車(施行規則附則第4条の11第8項に規定するものに限る。)またはバス(施行規則附則第4条の11第9項に規定するものに限る。)(以下この条において「バス等」という。)であつて、同法第41条____の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第4条の11第10項に規定するもの(以下この条において「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。)および同法第41条____の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第4条の11第11項に規定するもの(以下この条において「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。)のいずれにも適合するもの

(2) 車両総重量が5トンを超え12トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第41条____の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安上もしくは公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第4条の11第12項に規定するもの(以下この条において「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。)、同法第41条____の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準または同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に適合するもの

(3) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラック(施行規則附則第4条の11第13項に規定するけん引自動車および被けん引自動車を除く。以下この条において同じ。)であつて、道路運送車両法第41条____の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準または同条の

以下この条および次条第2項第2号において同じ。)が5トン以下の乗用車(施行規則附則第4条の11第8項に規定するものに限る。)またはバス(施行規則附則第4条の11第9項に規定するものに限る。)(以下この条において「バス等」という。)であつて、同法第41条第1項の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第4条の11第10項に規定するもの(以下この条において「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。)および同法第41条第1項の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第4条の11第11項に規定するもの(以下この条において「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。)のいずれにも適合するもの

(2) 車両総重量が5トンを超え12トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安上もしくは公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第4条の11第12項に規定するもの(以下この条において「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。)、同法第41条第1項の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準または同項の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に適合するもの

(3) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラック(施行規則附則第4条の11第13項に規定するけん引自動車および被けん引自動車を除く。以下この条において同じ。)であつて、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同項の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準または同項の

規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に適合するもの

- 5 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置および車線逸脱警報装置を備えるもの（施行規則附則第4条の11第14項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第65条の規定の適用については、第1号から第3号までに掲げる自動車にあつては当該自動車の取得が令和元年11月1日から令和3年3月31日までに行われたときに限り、第4号に掲げる自動車にあつては当該自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までに行われたときに限り、同条中「（という。）」とあるのは、「（という。）」から350万円を控除して得た額」とする。

- (1) 車両総重量が5トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第41条

の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準および同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

- (2) 車両総重量が5トンを超え12トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準および同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

- (3) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準および同条の規定により平成27年8月1日以降に適用

規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に適合するもの

- 5 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置および車線逸脱警報装置を備えるもの（施行規則附則第4条の11第14項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第65条の規定の適用については、第1号から第3号までに掲げる自動車にあつては当該自動車の取得が令和元年11月1日から令和3年3月31日までに行われたときに限り、第4号に掲げる自動車にあつては当該自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までに行われたときに限り、同条中「（という。）」とあるのは、「（という。）」から350万円を控除して得た額」とする。

- (1) 車両総重量が5トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第41条第1項

の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準および同項の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

- (2) 車両総重量が5トンを超え12トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同項の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準および同項の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

- (3) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同項の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準および同項の規定により平成27年8月1日以降に適用

されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

- (4) 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準および同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

- 6 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置または衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもの(施行規則附則第4条の11第15項に規定するものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第65条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和元年10月31日までに行われたときに限り、同条中「(いう。)」とあるのは、「(いう。)から350万円を控除して得た額」とする。

- (1) 車両総重量が5トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第41条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準に適合するもの
- (2) 車両総重量が5トンを超え12トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準または同条の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの
- (3) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準または同条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

- (4) 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同項の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準および同項の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

- 6 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置または衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもの(施行規則附則第4条の11第15項に規定するものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第65条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和元年10月31日までに行われたときに限り、同条中「(いう。)」とあるのは、「(いう。)から350万円を控除して得た額」とする。

- (1) 車両総重量が5トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準に適合するもの
- (2) 車両総重量が5トンを超え12トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準または同項の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの
- (3) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準または同項の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

7 バス等または車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックもしくは車両総重量が20トンを超え22トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第41条____の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準に適合するもののうち、車線逸脱警報装置を備えるもの（施行規則附則第4条の11第16項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第65条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和2年10月31日（バス等および車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックにあつては、令和元年10月31日）までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）」から175万円を控除して得た額」とする。

8 省略

（自動車税の種別割の税率の特例）

第10条の3 省略

2 次に掲げる自動車に対する第73条の5第1項および第2項の規定の適用については、当該自動車（自家用の乗用車およびキャンピング車を除く。）が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（法第177条の10第1項または第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成31年4月1日（自家用の乗用車およびキャンピング車にあつては、令和元年10月1日）から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる第73条の5の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) 省略

(2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条____の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた第66条第1項第1号

7 バス等または車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックもしくは車両総重量が20トンを超え22トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準に適合するもののうち、車線逸脱警報装置を備えるもの（施行規則附則第4条の11第16項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第65条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和2年10月31日（バス等および車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックにあつては、令和元年10月31日）までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）」から175万円を控除して得た額」とする。

8 省略

（自動車税の種別割の税率の特例）

第10条の3 省略

2 次に掲げる自動車に対する第73条の5第1項および第2項の規定の適用については、当該自動車（自家用の乗用車およびキャンピング車を除く。）が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（法第177条の10第1項または第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成31年4月1日（自家用の乗用車およびキャンピング車にあつては、令和元年10月1日）から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる第73条の5の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) 省略

(2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた第66条第1項第1号

ア（ア）aに規定する排出ガス保安基準（以下この号において「排出ガス保安基準」という。）で施行規則附則第5条の2第1項に規定するものに適合するものまたは同法第41条の規定により平成21年10月1日（車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第3項に規定するもの（以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則附則第5条の2第2項に規定するもの

(3)から(6)まで 省略

3 省略

（法人税割の税率の特例）

第15条 平成13年2月1日から令和3年1月31日までの間に終了する各事業年度分または各連結事業年度分の法人税割の税率は、第28条の規定にかかわらず、100分の1.8とする。

（中小法人等に対する不均一課税）

第16条 県内に事務所または事業所を有する法人のうち、資本金の額もしくは出資金の額が1億円以下のものもしくは資本もしくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社を除く。）または第17条第4項において法人とみなされるものであつて、かつ、各事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額または各連結事業年度分の法人税割の課税標準となる個別帰属法人税額が年5,000万円以下のものに対する各事業年度分または各連結事業年度分の法人税割額は、前条の規定を適用して計算した当該事業年度分または当該連結事業年度分の法人税割額から当該法人税割額に18分の8を乗じて計算した額を控除した金額とする。

ア（ア）aに規定する排出ガス保安基準（以下この号において「排出ガス保安基準」という。）で施行規則附則第5条の2第1項に規定するものに適合するものまたは同法第41条第1項の規定により平成21年10月1日（車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第3項に規定するもの（以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則附則第5条の2第2項に規定するもの

(3)から(6)まで 省略

3 省略

（法人税割の税率の特例）

第15条 平成13年2月1日から令和8年1月31日までの間に終了する各事業年度分または各連結事業年度分の法人税割の税率は、第28条の規定にかかわらず、100分の1.8とする。

（中小法人等に対する不均一課税）

第16条 県内に事務所または事業所を有する法人のうち、資本金の額もしくは出資金の額が1億円以下のものもしくは資本もしくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社を除く。）または第17条第4項において法人とみなされるものであつて、かつ、各事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額または各連結事業年度分の法人税割の課税標準となる個別帰属法人税額が年2,000万円以下のものに対する各事業年度分または各連結事業年度分の法人税割額は、前条の規定を適用して計算した当該事業年度分または当該連結事業年度分の法人税割額から当該法人税割額に18分の8を乗じて計算した額を控除した金額とする。

2および3 省略

4 事業年度または連結事業年度が1年に満たない法人に対する第1項の規定の適用については、同項中「年5,000万円」とあるのは「5,000万円に当該事業年度または当該連結事業年度の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額」とする。

5 第1項の規定を適用する場合において、法人税法第71条第1項（同法第145条において準用する場合を含む。）または第88条の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人の各事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額は、当該事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに前事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。以下この項において同じ。）または当該事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の法人税割額として納付した税額および納付すべきことが確定した税額の合計額の課税標準となる法人税額または個別帰属法人税額を前事業年度または当該事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の月数で除して得た額の12倍の額に相当する額によるものとする。

6および7 省略

以下 省略

2および3 省略

4 事業年度または連結事業年度が1年に満たない法人に対する第1項の規定の適用については、同項中「年2,000万円」とあるのは「2,000万円に当該事業年度または当該連結事業年度の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額」とする。

5 第1項の規定を適用する場合において、法人税法第71条第1項、第88条または第144条の3第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人の各事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額は、当該事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに前事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。以下この項において同じ。）または当該事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の法人税割額として納付した税額および納付すべきことが確定した税額の合計額の課税標準となる法人税額または個別帰属法人税額を前事業年度または当該事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の月数で除して得た額の12倍の額に相当する額によるものとする。

6および7 省略

以下 省略